

# 居宅介護支援重要事項説明書

<令和6年4月1日 現在 >

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話（代）0297-24-5139 （月）～（土）午前8時半～午後5時半まで

電話（直）0297-24-5166 FAX 0297-24-5177

担当 金子 ふみ、 松下由香利、 小早川香

\* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

## 2. 筑波キングス・ガーデン 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	筑波キングス・ガーデン 居宅介護支援事業所
所在地	茨城県常総市大生郷町1818番地2
介護保険事業所番号	第0871100012号
サービスを提供する地域 *	常総市、坂東市

\* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	社会福祉士	1名(1)			1名(1)
介護支援専門員	社会福祉士 介護福祉士	1名以上			1名以上

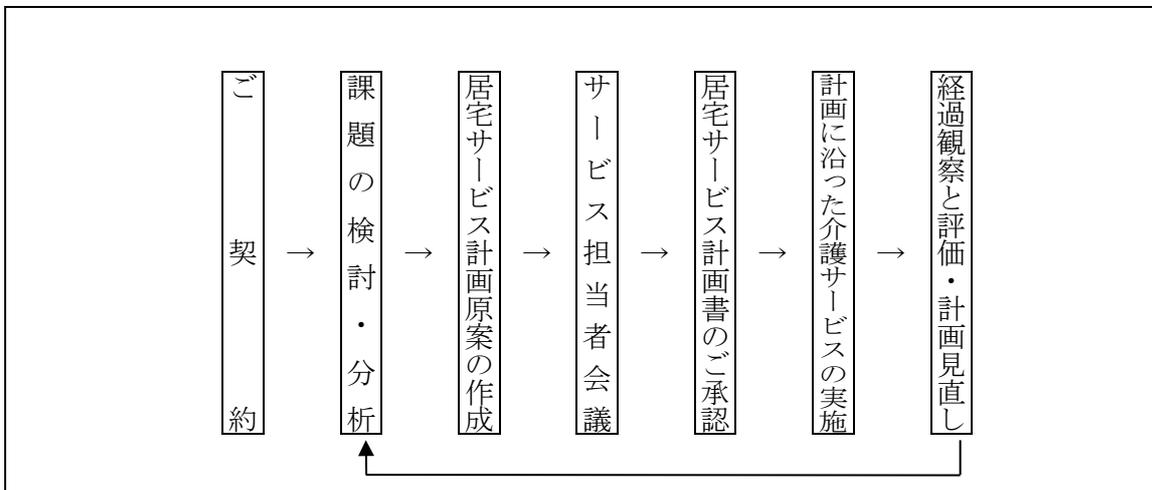
( ) 内は兼務者再掲

(3) 営業時間

平日	午前8時半～午後5時半 ただし、必要に応じ電話等により24時間連絡が可能な体制とする。
土・祝	同上

\* 緊急連絡電話 0297-24-5139

## 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



## 4. 利用料金

### (1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

\*保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、

1ヶ月につき下記の「居宅介護支援介護報酬相当」の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日お住まいの市区町村の窓口へ提出しますと払戻しを受けられます。(滞納状況により全額払戻しを受けられない場合があります)

(要介護1・2) 10,860円(特定加算後14,090円)。

(要介護3・4・5) 14,110円(特定加算後17,340円)。

上記金額に地域加算として1021/1000が加わります(7級地として)。

算定要件の条件が満たされた場合に限り以下の加算が適用されます。

\*初回加算 3,000円

\*特定事業所医療介護連携加算 1,250円

\*特定事業所加算(Ⅰ)5,190円 (Ⅱ)4,210円 (Ⅲ)3,230円 (Ⅳ)1,140円

\*入院時情報連携加算(Ⅰ) 2,500円 (Ⅱ)2,000円

\*退院・退所加算(Ⅰ)イ4,500円 (Ⅰ)ロ6,000円(Ⅱ)イ6,000円(Ⅱ)ロ7,500円(Ⅲ)9,000円

\*通院時情報連携加算 500円

\*緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000円(月に2回を限度として算定可)

\*ターミナルケアマネジメント加算 4,000円

### (2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は介護支援専門員がお訪ねする為の交通費実費が必要です。

入院、入所しているご利用者の病院・施設等に介護支援専門員がおたずねする必要が認められる場合は、別途交通費をいただく場合がございます。

事業所から、片道1キロメートルにつき	40円
--------------------	-----

### (3) 解約料

お客様のご都合により解約した場合、下記の料金をいただく場合がございます。

解約をなさる月の前々月に解約を申し出られた場合	料金は一切かかりません
契約後居宅サービス計画作成段階途中で解約される場合	居宅介護支援の介護報酬月額相当

### (4) その他

お支払方法：料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、20日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払方法は、原則として現金払いとさせていただきます。交通費については、その都度お支払いいただきます。

## 5. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

お電話等でお申し込みください。当事業所職員が契約を締結後サービス提供を開始します。

### (2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合：文書でお申し出下されればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合：人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします

③自動終了：以下の場合は双方の通知がなくても自動的にサービスを終了致します。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）もしくは要支援  
1、要支援2と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになられた場合

## 6. その他

(1) お客様やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(2) お客様が介護サービス利用料を期日までにお支払い頂けなかった場合、納付確認がなされるまで該当事業所にサービス停止のご連絡をさせていただきます。その後もお支払い頂けなかった場合は居宅介護支援（ケアマネジャー）を解約させていただきます。

(3) 当事業所のサービスは、行政からの指定を受けた公的サービスです。規定の利用料金の他にお客様やご家族などから金品その他の物を受け取ることは、一切いたしません。

## 7. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

### (1) 運営の方針

筑波キングス・ガーデン運営理念に基づき、下記の事項を基本方針としています。

1. 「仕える」日々の祈りを大切に、喜んで利用者に仕える。
2. 「利用者中心」利用者中心のケアを行い、自立した生活ができるように支援する。
3. 「尊厳」利用者の自立と尊厳を守り、ありのままにその人を受け入れ、心に寄り添う。
4. 「連携」利用者の安全と健康を支えるため、職種間の連携を密にする。
5. 「専門性」誰もが安心して生活ができるように、専門性を持って地域社会に貢献する。

事業所は、利用者の人権の擁護、身体拘束廃止等の適正化、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員等に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

筑波キングス・ガーデン居宅介護支援事業所は、

- お客様が要介護状態等となった場合でも、できるだけご自宅で、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- お客様の心身の状況や環境等に応じて、お客様の選択に基づき適切な保健・医療サービス及び福祉サービス等の各種サービスを様々な事業者の連携により、総合的かつ効果的に提供するように配慮し努めます。
- お客様の意思及び人格を尊重し、常にお客様の立場にたち、お客様に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に偏ることのないよう公正、中立に行います。
- 当事業所のケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用状況は別紙のとおりです。

### (2) 居宅介護支援の実施概要等

課題の分析について使用する課題分析表は「包括的自立支援プログラム」「日本社会福祉士会方式」「日本介護福祉士会方式」等とします。

### (3) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください
調査（課題分析）の方法	—	「ケアマネジメント実践記録様式」
介護支援専門員への研修の実施	○	年1回以上の園外研修を実施しています

## 8. サービス内容に関する苦情

### 【1】当事業所お客さま相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

ご利用者又は家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとします。

- 2 苦情解決体制の整備のために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を配置します。
- 3 苦情が発生し場合は、責任者また第三者委員に報告し、忠実な対応を行い苦情内容を確認し、迅速な解決、サービスの改善を図ります。
- 4 事業所で解決できない苦情は、県又は市町村の行政担当者に照会、連絡します。

苦情解決責任者 管理者 小川内 秀樹  
 相談受付担当者 相談員 金子 ふみ・第三者委員  
 電話 0297-24-5166 / FAX 0297-24-5177

【2】その他当事業所以外に、下記の機関の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

常総市 介護保険課 電話：0297-23-2913  
 石下 庁舎 電話：0297-44-7844  
 坂東市 介護福祉課 電話：0280-88-0111  
 茨城県社会福祉協議会 電話：029-241-1133

第三者による評価の実施状況

1 あり	実施日程	
	評価機関名称	
	結果の開示	1 あり 2 なし
②なし		

**8. 非常災害対策**

天災その他の災害が発生した場合、避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。また、行政等関係機関との連携に努めることとします。

**9. (虐待の防止のための措置に関する事項)**

第18条 虐待の疑いがある場合や虐待が起きそうな兆候を発見した時には、行政担当者とともに連携をしながら、早期発見と早期の適切な対応を行います。

- 2、成年後見制度活用の必要性がある場合、行政の連携のもとで利用支援を行います。
- 3、虐待防止、啓発、普及のための研修に、職員が参加します。(公的機関開催研修)
- 4、事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、職員等に周知徹底を図ります。
- 5、職員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- 6、前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

(職場におけるハラスメントの防止)

第19条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

**10. 当事業所の概要**

名称・法人種別 社会福祉法人 日本キングス・ガーデン  
 代表者役職・氏名 理事長 宇都宮 和子  
 法人所在地・電話番号茨城県常総市大生郷町1818-2

0297-24-5139

定款の目的に定めた事業

(1) 第一種社会福祉事業

軽費老人ホーム（ケアハウス）、特別養護老人ホーム、障害者支援施設（常総広域障害者支援施設「常総ふれあいの杜」）

(2) 第二種社会福祉事業

老人デイサービス事業、老人短期入所事業、老人介護支援センター事業、老人居宅介護等事業  
障害福祉サービス事業（守谷市障がい者福祉センター）、一般相談支援事業、計画相談支援事業、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、障害者共同生活援助事業、小規模住居型児童養育事業

(3) 公益事業

居宅介護支援事業、生活支援配食サービス事業、生きがい支援デイサービス事業、生きがい支援ショートステイ事業、介護職員初任者研修事業、一般乗用旅客自動車運送事業、地域生活支援事業、特定施設入居者生活介護事業、介護予防特定施設入居者生活介護事業

居宅介護支援の提供開始にあたり契約書および本書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

事業者

筑波キングス・ガーデン居宅介護支援事業所（第0871100012号）

茨城県常総市大生郷町1818番地2

管理者 小川内秀樹

説明者

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け契約を締結致します。

年 月 日

利用者 <住所>

<氏名>

代理人 <住所>

<氏名>